

議 第 313 号

令和 3 年 11 月 29 日提出

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

別表第2に次のように加える。

熊本市植木駅自転車駐車場	熊本市北区植木町荻迫62番地8
--------------	-----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提出理由)

植木駅自転車駐車場を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市自転車駐車場条例（昭和60年条例第29号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第1条 市街地における自転車の駐車秩序を確立することにより、都市の美観を維持するとともに、自転車の利用者の利便を図るため、本市に自転車駐車場（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項の道路の附属物として道路管理者が設ける<u>同項第7号</u>の自転車駐車場を除く。）（以下「駐車場」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるものとする。</p> <p>(1) 有料の駐車場（以下「有料駐車場」という。） 別表第1</p> <p>(2) 無料の駐車場 別表第2</p> <p>（駐車の対象）</p> <p>第3条 駐車場に駐車することができる自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）及び道路交通法第3条に規定する自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）（以下これらを「自転車等」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動二輪車が駐車できる駐車場は、熊本市辛島公園地下自転車駐車場に限るものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、熊本市庁舎自転車駐車場、熊本市庁舎北側自転車駐車場、熊本市上通自転車駐車場、熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場、熊本市熊本駅中央自転車駐車場、熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場及び熊本市東海学園前駅自転車駐車場にあっては、自転車に限り駐車できるものとする。</p> <p>第4条～第6条 【略】</p> <p>（供用日及び供用時間）</p> <p>第7条 駐車場の供用日及び供用時間は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が特</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 市街地における自転車の駐車秩序を確立することにより、都市の美観を維持するとともに、自転車の利用者の利便を図るため、本市に自転車駐車場（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項の道路の附属物として道路管理者が設ける<u>同項第6号</u>の自転車駐車場を除く。）（以下「駐車場」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるものとする。</p> <p>(1) 有料の駐車場（以下「有料駐車場」という。） 別表第1</p> <p>(2) 無料の駐車場 別表第2</p> <p>（駐車の対象）</p> <p>第3条 駐車場に駐車することができる自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）及び道路交通法第3条に規定する自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）（以下これらを「自転車等」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動二輪車が駐車できる駐車場は、熊本市辛島公園地下自転車駐車場に限るものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、熊本市庁舎自転車駐車場、熊本市庁舎北側自転車駐車場、熊本市上通自転車駐車場、熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場、熊本市熊本駅中央自転車駐車場、熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場及び熊本市東海学園前駅自転車駐車場にあっては、自転車に限り駐車できるものとする。</p> <p>第4条～第6条 【略】</p> <p>（供用日及び供用時間）</p> <p>第7条 駐車場の供用日及び供用時間は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が特</p>

に必要と認めるときは、これを変更することができる。

第8条～第23条

附則 【略】

別表第1（第2条関係） 【略】

別表第2（第2条関係）

名称	位置
熊本市平成駅前自転車駐車場	熊本市中央区平成2丁目235番地
熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	熊本市北区武蔵ヶ丘6丁目1530番地2
熊本市健軍自転車駐車場	熊本市東区若葉1丁目456番地
熊本市南熊本駅前自転車駐車場	熊本市中央区南熊本3丁目14番地139
熊本市熊本駅北自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目882番地12
熊本市熊本駅中央自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目601番地8
熊本市熊本駅南自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目591番地1
熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場	熊本市中央区水前寺1丁目380番地1
熊本市新水前寺駅西高架下自転車駐車場	熊本市中央区国府1丁目3番地1
熊本市銀座橋際自転車駐車場	熊本市中央区九品寺1丁目13番地21
熊本市富合駅高架下自転車駐車場	熊本市南区富合町志々水151番地5
熊本市西熊本駅自転車駐車場	熊本市南区島町4丁目2番地
熊本市川尻駅自転車駐車場	熊本市南区川尻2丁目1171番地1
熊本市上熊本駅自転車駐車場	熊本市西区上熊本2丁目477番地2
熊本市段山自転車駐車場	熊本市中央区段山本町203番地2
熊本市市立体育館前停留場自転車駐車場	熊本市中央区出水1丁目431番地2
熊本市東海学園前駅自転車駐車場	熊本市東区渡鹿9丁目36番地8
熊本市植木駅自転車駐車場	熊本市北区植木町荻迫62番地8

別表第3（第7条関係）

に必要と認めるときは、これを変更することができる。

第8条～第23条

附則 【略】

別表第1（第2条関係） 【略】

別表第2（第2条関係）

名称	位置
熊本市平成駅前自転車駐車場	熊本市中央区平成2丁目235番地
熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	熊本市北区武蔵ヶ丘6丁目1530番地2
熊本市健軍自転車駐車場	熊本市東区若葉1丁目456番地
熊本市南熊本駅前自転車駐車場	熊本市中央区南熊本3丁目14番地139
熊本市熊本駅北自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目882番地12
熊本市熊本駅中央自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目601番地8
熊本市熊本駅南自転車駐車場	熊本市西区春日3丁目591番地1
熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場	熊本市中央区水前寺1丁目380番地1
熊本市新水前寺駅西高架下自転車駐車場	熊本市中央区国府1丁目3番地1
熊本市銀座橋際自転車駐車場	熊本市中央区九品寺1丁目13番地21
熊本市富合駅高架下自転車駐車場	熊本市南区富合町志々水151番地5
熊本市西熊本駅自転車駐車場	熊本市南区島町4丁目2番地
熊本市川尻駅自転車駐車場	熊本市南区川尻2丁目1171番地1
熊本市上熊本駅自転車駐車場	熊本市西区上熊本2丁目477番地2
熊本市段山自転車駐車場	熊本市中央区段山本町203番地2
熊本市市立体育館前停留場自転車駐車場	熊本市中央区出水1丁目431番地2
熊本市東海学園前駅自転車駐車場	熊本市東区渡鹿9丁目36番地8
【追加】	

別表第3（第7条関係）

名称等	供用日	供用時間	入場できる時間	出場できる時間	名称等	供用日	供用時間	入場できる時間	出場できる時間
熊本市辛島公園 地下自転車駐車場	1月1日から12月 31日まで	午前0時から午後 12時まで	午前7時から翌日 午前1時まで	午前7時から翌日 午前1時まで	熊本市辛島公園 地下自転車駐車場	1月1日から12月 31日まで	午前0時から午後 12時まで	午前7時から翌日 午前1時まで	午前7時から翌日 午前1時まで
熊本市武蔵塚駅 前自転車駐車場	1月4日から12月 31日まで	午前5時15分から 午後12時まで	供用時間中	供用時間中	熊本市武蔵塚駅 前自転車駐車場	1月4日から12月 31日まで	午前5時15分から 午後12時まで	供用時間中	供用時間中
その他の駐車場	1月1日から12月 31日まで	午前0時から午後 12時まで	供用時間中	供用時間中	その他の駐車場	1月1日から12月 31日まで	午前0時から午後 12時まで	供用時間中	供用時間中
別表第4（第8条関係） 【略】					別表第4（第8条関係） 【略】				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。